

都市緑地法運用指針改正案（新旧対照表）

○緑地協定制度関係部分

改 正 案	現 行
<p>9 緑地協定制度</p> <p>(1) 緑地協定制度の意義 緑地協定は、都市計画区域 <u>又は準都市計画区域</u> 内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。</p> <p>(2) 緑地協定の内容</p> <p>① 緑地協定の対象となる土地の区域等 ア 緑地協定の設定は、住宅地、商業地、工業地、若しくはこれらの混在する地域又は道路、河川、水路沿い等公衆が往来する地域等において行われるものであるが、各地域の環境整備にふさわしい緑地協定が締結されるよう配慮することが望ましい。なお、施行令 <u>第 1 4 条</u> に規定する「森林」は森林法第 2 条第 1 項に規定する「森林」をいうものであり、「森林」に該当しない宅地内の樹林地等は、緑地協定の対象となり得る。 イ～オ （略）</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>9 緑地協定制度</p> <p>(1) 緑地協定制度の意義 緑地協定は、都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。</p> <p>(2) 緑地協定の内容</p> <p>① 緑地協定の対象となる土地の区域等 ア 緑地協定の設定は、住宅地、商業地、工業地、若しくはこれらの混在する地域又は道路、河川、水路沿い等公衆が往来する地域等において行われるものであるが、各地域の環境整備にふさわしい緑地協定が締結されるよう配慮することが望ましい。なお、施行令 <u>第 4 条</u> に規定する「森林」は森林法第 2 条第 1 項に規定する「森林」をいうものであり、「森林」に該当しない宅地内の樹林地等は、緑地協定の対象となり得る。 イ～オ （略）</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(3) （略）</p>